

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	長野 晃
<p>主 論 文 題 名： カール・シュミットと国家学の黄昏、1920-1932 年</p>			
<p>(内容の要旨)</p> <p>国法学者カール・シュミットは、1925年の時点で新たな「一般国家学」の必要性を説いていたにも拘らず、2年後には国家学の不可能性を断ずるに至った。ヴァイマル初期においてシュミットは如何なる国家学を構想していたのか。国家学に対する態度変化は如何なる理由に基づくのか。国家学構想の挫折後、シュミットは如何なる国家理論に依拠して現実と対峙したのか。本研究は、以上の問いを切り口として、近年公刊された日記や書簡等の資料にも依拠しつつ、ヴァイマル期におけるシュミットの政治思想を総体的に描き出す試みである。</p> <p>先行研究の概観を含む序章に続き、第1章では、ヴァイマル初期にシュミットが行った帝政期及び同時代の国家学との対決作業の一端が、三つの作品に即して明らかにされた。まず『独裁』においてシュミットは、独裁概念を国家学の中心概念に据えることを要求した上で、委任独裁と主権独裁との区別を提示する。シュミットは、シイエスの「憲法制定権力」概念に着目し、この議論をゲオルク・イエリネックの機関説と対比する形で説明するが、その背景には、既存の憲法を超えた存在でありながら憲法との連関を維持する「憲法制定権力」を、国家学の内部に取り込もうとする試みが存在した。次いで『政治神学』においてシュミットは、クルト・ヴォルツェンドルフ及びエーリヒ・カウフマンによって展開されていた同時代の「形式」論を踏まえつつ自身の「法形式」論を提示し、行政法学上の瑕疵論との連関を意識しつつ、単なる規範に解消され得ない「決断」の契機を改めて主張した。更に『ローマ・カトリシズムと政治形式』においてシュミットは、ローマ・カトリック教会の代表原理（「上から」の代表概念）に全面的に依拠することで、経済的・技術的思考による代表概念の変質を指摘し、イエリネックの代表概念を批判した。この時期のシュミットは、未だ独自の国家学体系を構築するに至っていないとは言え、とりわけイエリネックの国家学を乗り越えようと意識的に努力していたと言い得る。</p> <p>第2章では、『現代議会主義の精神的状況』初版から『国民票決と国民発案』に至るシュミットの自由主義論・民主主義論が、当時のコンテクストを念頭に置きつつ再構成された。まずシュミットは「公開の討論」及び「均衡」観念を本質的要素とする自由</p>			

主義と、「同一性」観念に立脚する民主主義とを峻別した上で、嘗ての理念を喪失した議会制を突き放した。尤も「均衡」観念それ自体は捨て去られることなく、議会・政府間の均衡を保持するための制度として、大統領による議会解散権が位置付けられた。以上のシュミット概念枠組は、飽くまでも議会制民主主義を擁護しようとする立場（リヒャルト・トーマ及びモーリッツ・ユリウス・ボン）のみならず、「同一性」観念の内に国家の解体に繋がる危険な大衆民主主義的要素を見出す立場（ヴェルナー・ベッカー）からも、批判の対象となる。だがシュミットは議会主義論・民主主義論の双方に関して譲らず、『現代議会主義の精神的状況』第2版「前書」において、「討論」概念の厳密化や「同質性」観念の導入を通じて自説を強化する。更にシュミットは、ヴァイマル憲法が規定する「国民立法手続」の検討を通じて直接民主主義に関する考察を深め、『国民票決と国民発案』において、金銭法律の発案を国民発案から除外する解釈論を展開し、「喝采」概念を通じて直接民主主義制度を相対化した。そこには、「喝采」への期待と同時に、均衡の担い手を超える国民に対する警戒心が示されている。

第3章では、国際連盟論から「政治的なるものの概念」を経て『憲法学』に至るシュミットの理論展開が、国家概念という視点から再構成された。前提となるコンテクストは、国家の危機（アルフレート・ヴェーバー）及び国家学の危機（ヘルマン・ヘラー）が盛んに論じられていた当時の言説状況である。シュミットは、このような「危機」言説に十分な理論的応答を行わなかったが、動態化する現代世界の内に、静態的な国家秩序の危機を看取していた。更に、ドイツ国家の危機はヴェルサイユ体制と不可分であった。それゆえシュミットは、自身の国際連盟論において、国際連盟の **Bund** たる性質に疑義を呈することで、ヴェルサイユの現状維持に帰結する国際連盟規約解釈に抵抗した。加えてシュミットは、「政治的なるものの概念」の中で、友敵対立の極限的可能性を通じて、「国民の政治的状态」としての国家を根拠付けようとした。しかしこの試みは同時に、交戦権を奪われたに等しいドイツの国家性を否定しかねないものであり、同論攷執筆後のシュミットは、「もはや国家など存在しない」と慨嘆しつつ、『憲法学』の執筆に向かう。同書では、絶対的憲法概念を土台とする市民的法治国家の憲法体系が提示され、憲法制定権力論・自由主義論・民主主義論等が、一つの憲法学体系へと纏め上げられた。だがシュミットは、国家学構想を自ら葬り去ったにも拘らず、自身の静態的秩序観を憲法学体系内に温存せざるを得なかった。

第4章では、ルドルフ・スメントに対する反撥からシュミットが中立国家論を構想し、しかし同時にそれが相対化されていく過程が論じられた。『国制と憲法』で展開されたスメントの統合理論の内に、自身のものとは相容れない動態的国家観を読み取ったシュミットは、力を尽くして国家の静態性を論証する道を選んだ。シュミットは、「憲法の番人」（1929年版）で、以前から主張していたライヒ大統領の中立権力論を拡張し、職

業官吏を含めた中立国家論を展開した。これにより、静態的要素を具体的に示すことでメントに対抗するというシュミットの当初の目的は果たされたが、中立国家論は抜本的な解決策とは言い難いものであった。イタリア・ファシズムやソ連を引き合いに出しつつ「不可知論的中立国家」の弱さを暴き出したシュミットは、1930年のプロイス論において、政党に拘束されない知性に立脚する積極的な中立国家構想に至る。だがその前提となる「国民精神」は、無条件で期待され得るものではなかった。

第5章では、世界恐慌後の混乱の中でシュミットが示そうと試みた国家構想が、主として「経済」という視点から再構成された。まず、多元的国家論を批判するシュミットが同時代のドイツに目撃したのは、この理論がまさしく適合する多元的状况であった。こうした状況は、経済に対して中立的たり得ない「経済国家」において、一層深刻であった。そこでシュミットは、ヨハネス・ポーピッツがポリクラシー概念を用いて行った分析に刺激を受け、ライヒ改革に反対する立場から、多元主義・ポリクラシー・連邦主義の三概念について思索を深めていく。その成果が1931年の『憲法の番人』である。同書でシュミットは、多元主義に対する防波堤を連邦主義に期待すると共に、多元主義を促進する勢力と化した地方自治を拒絶した。しかし、国家と社会とを区別し得ない「全体国家」状況が甘受されることで、中立国家論の理論的基盤は大幅に掘り崩された。同様の主張は『政治的なるものの概念』でも繰り返される。以上の全体国家論に、弟子エルンスト・フォルストホフとエルンスト・ルドルフ・フーバーは各々の仕方で対峙した。フォルストホフは、「公法上の社团」概念の研究を通じて、全体国家状況の中でゲマインデが政治化し、国家から区別された公的領域に根差していたはずの地方自治が陥った危機的状况を描き出した。フーバーはシュミットの全体国家論を批判しつつ、同じく公的領域で豊かに展開しつつある「経済自治」にドイツが進むべき道を見出した。シュミットは、両者の議論に影響されつつ、1932年の『合法性と正統性』において国民投票的正統性に立脚した権威国家の可能性を探った後、同年秋の講演で「経済自治」の展開を将来の方針に定め、強力な国家による脱政治化政策を説いた。しかしシュミットの議論は、所詮はフーバーの受け売りに過ぎず、独自の経済自治論は展開されないままに終わったと評し得る。

最後に終章では、国家学の黄昏を甘受したその後のシュミットの歩みを概観しつつ、第二次大戦後のドイツにおける、学問分野としての「国家学」の衰退にも触れた。尤も他方で、シュミット的な国家概念を捨て去ることで新たな国家学を構想する潮流も存在する。それでは、国法学分野から投げかけられる「国家学」という学際的研究の要求に、政治学は如何に応答するのか。本研究は、この問いがなお開かれた問いであることを確認しつつ、閉じられる。